参考様式第４－２号

支 援 業 務 の 再 開 に 係 る 届 出 書

出入国在留管理庁長官 殿

出入国管理及び難民認定法施行規則第１９条の２３第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

① 届出機関

登 録 番 号 679548

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |

法 人 番 号 ( 13 桁 ).

機 関 の 氏 名 又 は 名 称 ABC株式会社

機 関 の 住 所 〒 -

（ 本店又は主たる事務所） Tokyou, Nakano

担 当 者 トヨタ 電 話 番 号 045 ※

② 届 出 の 事 由

支援を再開する予定日

2025年 06月 17日

以上の記載内容は事実と相違ありません。本届出書作成者の署名／作成年月日

ABC株式会社

2025年 06月 17日

（注）本書中、※のついた連絡先については、届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

（注意）

1. 本届出書は、支援業務を再開しようとする１か月前までに提出すること。
2. 法人番号については、法人でない場合は空欄とすること。
3. 届出書作成後届出までに記載内容に変更が生じた場合、登録支援機関職員（又は委任を受けた作成者）が変更箇所を訂正し署名すること。